

意匠の国際登録に関するハーグ協定の
ジュネーブ改正協定に基づく国際出願の
締約国における運用に関する手続の情報調査
(締約国の宣言事項と米、欧、韓の運用)

平成 28 年 3 月
特許庁

目 次

第1章 締約国特有の国際出願に関する手続

1. ジュネーブ改正協定に関する各締約国の宣言

(1)ジュネーブ改正協定に関する宣言(対訳)	1
(2)ジュネーブ改正協定締約国の宣言状況(一覧表)	97

2. 国際出願の願書の記載要件

(1)国際出願の願書の記載要件(出願様式DM1に記載)	99
-----------------------------------	----

第2章 各国における審査段階手続

1. 米国	113
(1)意匠法の動向	113
(2)意匠の定義	114
(3)米国の特徴的な制度	114
(4)方式要件	115
(5)審査(米国における審査)	116
(6)拒絶の通報を受領した場合の応答手続	116
(7)拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録まで の概略(登録査定の発送等)	124
(8)異議	124
(9)再審査	124
(10)上訴(審判請求)	124
(11)権利行使	124
(12)特許庁ウェブサイト等から入手可能な情報	125
(13)その他	128

2. 欧州	129
(1) 意匠法の動向	129
(2) 意匠の定義	133
(3) 欧州の特徴的な制度	133
(4) 方式要件 (CDR47、CDR3、CDR9)	136
(5) 審査	137
(6) 上訴	151
(7) その他、他の指定国で要請される事項についての OHIM の対応(現在の事実)	155
(8) 特許庁ウェブサイト等から入手可能な情報	157
 3. 韓国	 161
(1) デザイン保護法の動向	162
(2) デザイン(意匠)の定義	164
(3) 韓国の特徴的な制度	165
(4) 方式要件	169
(5) 審査	175
(6) 拒絶の通報を受領した場合の応答手続	181
(7) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録 までの概略	206
(8) 登録	207
(9) 異議申立の期間、方法	209
(10) 上訴	210
(11) 権利行使	211
(12) 特許庁ウェブサイト等から入手可能な情報	213